

岩手県告示第 162 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 20 年 3 月 7 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 奥州市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成 5 年岩手県告示第 997 号前沢都市計画下水道事業前沢町公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 4 事業施行期間 平成 5 年 11 月 9 日から平成 23 年 3 月 31 日まで